

岩出市公共下水道事業運営審議会条例 (案)

平成 17 年 10 月 3 日

条 例 第 19 号

改正 平成 18 年 4 月 1 日 条例第 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、岩出市公共下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 公共下水道受益者負担金に関する事。
- (2) 公共下水道使用料に関する事。
- (3) 公共下水道の普及促進に関する事。
- (4) その他市長が下水道事業上必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、10 人以内の委員をもって組織し市長が委嘱する。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 市議会議員 | 3 人以内 |
| (2) 学識経験のある者 | 3 人以内 |
| (3) 受益者の代表 | 4 人以内 |

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、公共下水道担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。